

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	阿久根市 高齢者福祉関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿久根市は、高齢者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

阿久根市長

## 公表日

令和7年12月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者福祉関係事務
②事務の概要	<p>老人福祉法に基づき、高齢者へ市町村の状況に応じて、在宅にて自立を促進する居宅サービス、通所サービス事業、高齢者の方を支えるご家族等への給付支援事業の提供を行っている。また、入所サービスとして、養護老人ホームへの入所サービスの提供を行っている。</p> <p>主に以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①各サービス(事業)の申請時の受付・審査・決定通知等発行</li><li>②各サービスの利用実績に基づく徴収</li><li>③給付支援等支給に関する受付・審査・決定通知等発行</li><li>④給付支援等支給に関する支払い</li><li>⑤年齢到達等に伴う各サービス、給付支援等事業に関する勧奨</li><li>⑥養護老人ホーム等の入所事務にかかる受付・審査・決定通知等発行</li><li>⑦養護老人ホーム等の負担額にかかる徴収事務</li><li>⑧養護老人ホーム等の措置費にかかる確認支払い事務</li></ul>
③システムの名称	高齢者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
入退所者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 61項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	<p>(情報提供事務) なし</p> <p>(情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86、87の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護長寿課
②所属長の役職名	介護長寿課長
6. 他の評価実施機関	
一	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月28日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月28日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---------------------------------------------------

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人でチェックを行うなど、人為的ミスを未然に防ぐように努めている。	

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員を対象に、情報セキュリティや個人情報保護に関する研修を定期的に実施している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	生きがい対策課長 早瀬 則浩	生きがい対策課長 山元 正彦	事後	
平成29年4月1日	①部署	生きがい対策課	介護長寿課	事後	
平成29年4月1日	②所属長	生きがい対策課長 山元 正彦	介護長寿課長 中野 貴文	事後	
平成31年4月1日	②所属長	介護長寿課長 中野 貴文	介護長寿課長	事後	新様式に対応
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	9項目追加	事後	新様式に対応
令和3年8月23日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 41項	番号法第9条第1項 別表第一 41項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第32条	事後	
令和3年8月23日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第二 61項、62項	(情報提供事務) なし  (情報照会事務) 番号法第9条第8号 別表第二 61項,62項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第32条,第33条	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年8月23日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	
令和3年8月23日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	
令和7年11月28日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 41項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第32条	番号法第9条第1項 別表 61項	事後	法改正に伴う変更
令和7年11月28日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) なし  (情報照会事務) 番号法第9条第8号 别表第二 61項,62項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第32条,第33条	(情報提供) なし  (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 86、87の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年11月28日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	令和7年11月28日 時点	事後	
令和7年11月28日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	令和7年11月28日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月28日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年11月28日	IV-8 判断の根拠	—	複数人でチェックを行うなど、人為的ミスを未然に防ぐように努めている。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年11月28日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年11月28日	IV-11 当該対策は十分か 【再掲】	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年11月28日	IV-11 判断の根拠	—	特定個人情報を取り扱う職員を対象に、情報セキュリティや個人情報保護に関する研修を定期的に実施している。	事後	様式変更に伴う項目追加